市税だより

平成26年4月

No.32

市税の納付は便利な口座振替で！

税の納付を口座振替にすると、納期限の日に金融機関などの口座から自動的に市税が納付されます。一度手続をすると、毎回自動で納付され、納付の「うっかり忘れ」を防ぐことができます。便利な口座振替を是非ご利用ください。

■口座振替ができる市税

市・県民税（普通徴収）
固定資産税、軽自動車税

■口座振替の申込方法

口座をお持ちの金融機関でお申込みください。

必預金通帳、通帳届出印、納税通知書に同封されている口座振替依頼書※
※市内金融機関に備え付けの依頼書でも申込みできます。

■口座振替のできる金融機関

琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行
沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合
コザ信用金庫、ゆうちょ銀行※
※ゆうちょ銀行は、ゆうちょ銀行にある専用申込用紙でお申し込みください。

■注意点

・お申込みから振替開始まで1～2月程度かかります。
・残高不足の場合、再振替はできません。
・口座振替の確認については、通帳にてご確認ください。

■既に口座振替の申込みされた方へ

納税通知書にある領収証書貼付欄に「口座振替」の印字がされています。
また相続等で納税義務者が変わると、再度、口座振替の手続が必要になります。ご注意ください。

市税の納付をコンビニ、パソコン、携帯電話、ATMで

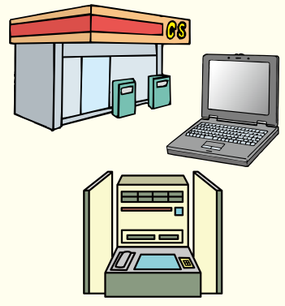

市税は、金融機関のほかコンビニやペイジー（インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM）で納付できます。

■コンビニ、ペイジーで納付できる税

コンビニ、ペイジーを利用して納付できる税は、「市・県民税（普通徴収）」「固定資産税」「軽自動車税」ですが、中には対象外の納付書がありますので、ご注意ください。

コンビニやペイジーで納税できる納付書

市役所から郵送された納付書、再発行納付書、督促状※が対象です。納付できるコンビニは納付書の裏面でご確認ください。
※県内用の督促状（はがきタイプ）はペイジーでの納付の対象外です。

市税の納期内納付にご協力を

市税は、行政サービスを行うために欠かせないものです。皆さまが納めた税金は学校、道路、公園などの建設、社会福祉サービスなど皆さまの身近な生活に役立っています。
行政サービスの財源を確保するために市税の納期内納付をお願いします。

■市税の納付が遅れると延滞金と督促手数料が加算されます

納期限までに納付されなかった場合は、延滞金および督促手数料が本税に加算されます。

延滞金

1月1日から延滞金の割合が変わりました。延滞金の計算方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

督促手数料

督促状1通につき100円

■やむを得ない理由で期限内に納付が困難な場合はご相談ください

病気や失業など、やむを得ない理由で納期内に納付が困難な場合は、分割納付などの方法もありますので、納税課までご相談ください。

問 納税課 ☎876－1234（内線2315～2319）

固定資産税の第一期の納期限は4月30日です

固定資産税の納税通知書は毎年4月初旬に郵送します。
もし、届かない場合には資産税課までお問い合わせください。
納期限を過ぎてしまうと浦添市市税条例第19条、第21条に基づき延滞金、督促手数料が発生する場合がありますので、納税通知書が届きましたら、早めにご確認ください。

問 資産税課 ☎876－1234（内線2261～2265）

休日納税相談窓口を開設します

市税の納付について相談したいが、平日は仕事などの都合で時間が取れないという方のために、月に一度、日曜日に納税相談日を設けています。
ご相談予定の方は、事前に納税課までお問い合わせください。

休日納税相談窓口

日 4月20日（日）午前9時～午後5時
所 納税課 窓口（市役所2階）
対 市県民税、固定資産税、軽自動車税
問 納税課 ☎876－1234（内線2315～2319）

北那覇税務署から確定申告の振替納付日のお知らせ

■振替納付日

平成25年分の申告所得税および復興特別所得税
4月22日（火）
平成25年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告
4月24日（木）

■期限内に納付できなかった場合

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。
この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）または所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税をあわせて納付していただくことになります。

※納付書は、税務署または所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。また金融機関に納付書がない場合には、北那覇税務署にご連絡ください。

問い合わせ
北那覇税務署 ☎877－1324（自動音声案内）

消費税率が8％に引き上げられました

■4月1日から消費税率（国・地方）が8％に引き上げられました

引上げ分の消費税収（国・地方）は全て社会保障財源化されます。

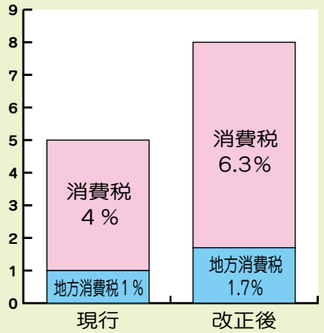

■地方消費税とは

国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。

■消費税率10％への引き上げ

消費税率10％（消費税7．8％・地方消費税2．2％）への引き上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

■円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします

消費税率（国・地方）の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口または情報受付窓口を設置しています。ご相談がある方は次の窓口にお問い合わせください。

問い合わせ・相談

消費税価格転嫁等総合相談センター
☎0570－200－123
（平日午前9時～午後5時）
問い合わせフォーム（24時間受付）
http://www.tenkasoudan.go.jp

沖縄県の情報受付窓口
商工労働部中小企業支援課（転嫁関係）
☎866－2343
環境生活部県民生活課（広告・宣伝関係）
☎866－2187
総務部税務課（価格表示関係）
☎866－2101